

第15回秋田市マイタウン・バス東部線上北手地区運行協議会

日時：令和5年7月13日（木）午後6時から

場所：上北手地区コミュニティセンター 和室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長選任

5 会長職務代理者指名

6 協 議

秋田市マイタウン・バス東部線上北手コースにおける停留所の変更等
について

7 そ の 他

8 閉 会

第 15 回

秋田市マイタウン・バス東部線上北手地区運行協議会

議 事 要 旨

日 時：令和 5 年 7 月 13 日（木） 18 時から 18 時 45 分まで

会 場：上北手地区コミュニティセンター 和室

出席委員：7 人

事 務 局：交通政策課職員 4 人

内 容：下記のとおり

1 開 会 （略）

2 あいさつ （略）

3 委員紹介 （略）

4 会長選任

事務局	会長については、秋田市マイタウン・バス東部線運行協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。
-----	--

・委員の互選により、会長選任。

5 会長職務代理者指名

会長	・会長から職務代理者を指名。
----	----------------

6 議 事

事務局	（秋田市マイタウン・バス東部線上北手コースにおける停留所の変更等について説明）
-----	---

会長	質疑に入る前に、運行事業者の意見を伺う。
----	----------------------

委員	予約の締切時間について、地元からの意見があったことなど
----	-----------------------------

	を踏まえ、社で検討した結果、事務局案のとおり対応したいと考えている。
会長	予約の締切時間であるが、高齢者は予約したことを忘れてしまうこともある。5分でも10分でも縮めてもらえれば、利便性はより高まる。
委員	直前でキャンセルすることがあり、申し訳なく思っている。
事務局	キャンセルがあった場合の対応については、運行事業者と話しており、特段の問題はない。
会長	山手台や南ヶ丘においても少しずつ高齢化が進んでおり、将来的にマイタウン・バスが入っていくことを検討しなければならない。
事務局	事業者との協議や地元の意見等を伺って、今後検討していくことは可能である。
委員	荒巻地区において、以前は路線バスが走っていたが、今は極端に少ない。バスを利用するために、横山金足線まで歩いているという話も聞く。山手台なども含め、検討が必要ではないか。
事務局	バスの運行本数が減少していることは把握している。事業者等と協議し、改めて対応等を提案したい。
会長	「産直センター前」というバス停名になっているが、地元の人には「産直センター」ではなく「いぶきの里」と呼ぶ。 上北手地区コミュニティーセンターが移転するので、「上北

	手コミセン前」が一番インパクトがあるのではないかと。
委員	同センターの移転を知らなかった人がいた場合、間違いが起こるかもしれない。「いぶきの里前」であれば分かりやすい。
会長	「いぶきの里」という名称を使うのは問題ないのか。
事務局	J Aに一度話をしなければいけない。もし、その名称を使えないとなった場合、どうするか。
委員	「上北手コミセン前」が良いと思うが、どうか。
委員一同	異議なし。
事務局	それでは、第一候補を「いぶきの里前」、第二候補を「上北手コミセン前」として調整する。
会長	大平台が経路に入っている理由を教えてください。
事務局	中北手線が廃止となった際に、マイタウン・バスと路線バスとの乗継地点を大平台三丁目としたため、現在も路線に含めている。
会長	コミセンのオープン日が10月10日であるが、バス停の変更は1日に行うのか。
事務局	運行事業者との運行協定が10月1日からという事情がある。事務手続上の理由となるが、ご理解願いたい。 また、フリー乗降が可能という点から、利用者に不便をかける可能性は低いと考えている。

会長	ほかにはないか。 ほかにはないようなので、事務局においては、これまで挙げられた意見等を踏まえ、本件の手続を適切に進めるようにお願いする。 以上で協議を終了する。
----	--

7 その他

事務局	本日の協議内容については、議事要旨としてまとめ、秋田市ホームページに掲載する。 また、運行内容の変更について、広報あきたでお知らせするほか、関係町内へのチラシの配布等を予定している。
-----	--

会長	地元への周知はどのように行うのか。
----	-------------------

事務局	町内会の回覧か、配布業者を使った全戸配布を想定している。
-----	------------------------------

委員	全戸配布の方がよい。回覧の場合、中身を確認せずに回してしまう人もいる。
----	-------------------------------------

会長	振興会にも連絡ルートがあるため、振興会から各町内会長に配布し、町内会長から各世帯に配布してもらうのはどうか。
----	--

事務局	その方法でお願いしたい。詳細については、後日、調整させてほしい。
-----	----------------------------------

委員	先日山手台の町内会議があり、山手台にもマイタウン・バスが必要かどうかを尋ねたが、マイカーがあるため不要との声が多かった。一方で、マイタウン・バスというものについて、そもそも認知されていなかったり、「なぜ駅まで行けないのか」
----	---

	など疑問を持つ人もいた。
事務局	秋田駅など、もっと遠くまで行きたいという要望は寄せられるが、公共交通の維持を図るため、路線バスとマイタウン・バスは競合しないよう運行している。そのような事情から、秋田駅まで延伸することは難しい。
委員	チラシなどで周知をする際に、マイタウン・バスの概要についても説明すれば、少しずつ認知されていくと思う。
会長	路線バスのように、いつも同じ時間に同じバスが走っていればその存在も認知できるが、当該マイタウン・バスについては、予約制で車両もタクシーであるため、認知されにくい面があると思う。
事務局	チラシの配布を行う際に、そのような内容を盛り込み、周知したいと思う。

8 閉 会 （略）

以上

協議 秋田市マイタウン・バス東部線上北手コースにおける 停留所の変更等について

1 概要

マイタウン・バス東部線上北手コースにおいて、同コース沿線にある上北手地区コミュニティセンターが本年10月に移転する予定であることから、現在設定している停留所の変更に関する協議を行うものです。

また、同路線上北手コースおよび中北手コースにおける予約締切時間について、地元より改善要望が寄せられていることから、その変更に関する協議を行うものです。

2 変更内容（案）

(1) 営業区域

別紙1のとおり

対象停留所		変更理由
変更前	変更後	
産直 センター前	産直 センター前 ※位置変更	いぶきの里、新コミセンの各利用者の利便性向上を図るため、両施設の間付近に位置を変更する（名称は変更しない）。
上北手 コミセン前	上北手 郵便局前	現コミセンの移転に合わせ、隣接する郵便局に位置を変更する。なお、停留所標識は設置しないものとする（当該郵便局を目印に乗降が可能であるほか、前面道路の幅員が十分ではないため）。

(2) 運送の区間

変更なし

(3) 運行時刻

別紙2のとおり

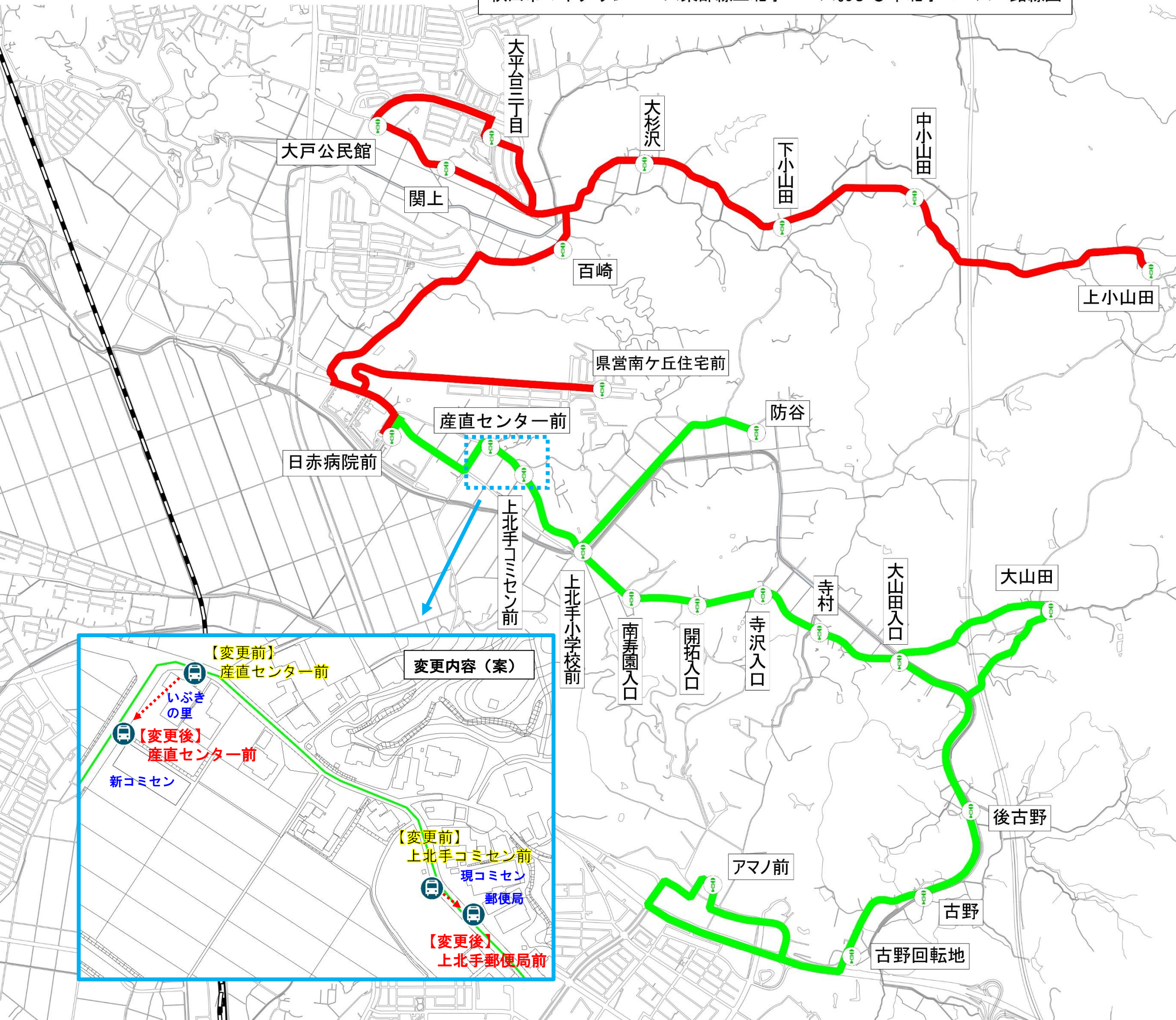
(4) 運賃

別紙3のとおり

(5) 適用する期間

令和5年10月1日から（予定）

秋田市マイタウン・バス 東部線上北手コースおよび中北手コース 路線図



凡 例	
	バス停留所
	東部線中北手コース(基軸ルート)
	東部線上北手コース(基軸ルート)

※道路交通法による駐停車禁止場所や運転士が危険と判断した場合を除き、バス停留所以外(路線上に限る)でのフリー乗降を可とする。

秋田市マイタウン・バス東部線上北手コース 運行時刻表

【変更前】令和5年9月30日まで

(下り)アマノ前行き

便	日赤病院前発	予約締切時間
①	7:30	前日17:00
②	8:30	
③	9:30	
④	10:30	2時間前
⑤	11:30	
⑥	12:30	
⑦	13:30	
⑧	14:30	
⑨	15:30	
⑩	16:30	
⑪	17:30	
⑫	18:30	

(上り)日赤病院前行き

便	アマノ前発	予約締切時間
①	7:00	前日17:00
②	8:00	
③	9:00	
④	10:00	2時間前
⑤	11:00	
⑥	12:00	
⑦	13:00	
⑧	14:00	
⑨	15:00	
⑩	16:00	
⑪	17:00	
⑫	18:00	

※出発時刻は目安であり、予約状況に応じて調整



【変更後】令和5年10月1日から

(下り)アマノ前行き

便	日赤病院前発	予約締切時間
①	7:30	前日17:00
②	8:30	
③	9:30	
④	10:30	1時間前
⑤	11:30	
⑥	12:30	
⑦	13:30	
⑧	14:30	
⑨	15:30	
⑩	16:30	
⑪	17:30	
⑫	18:30	

(上り)日赤病院前行き

便	アマノ前発	予約締切時間
①	7:00	前日17:00
②	8:00	
③	9:00	
④	10:00	1時間前
⑤	11:00	
⑥	12:00	
⑦	13:00	
⑧	14:00	
⑨	15:00	
⑩	16:00	
⑪	17:00	
⑫	18:00	

※出発時刻は目安であり、予約状況に応じて調整

秋田市マイタウン・バス東部線中北手コース 運行時刻表

【変更前】令和5年9月30日まで

(下り)上小山田行き

便	日赤病院前発	予約締切時間
①	7:30	前日17:00
②	8:30	
③	9:30	
④	10:30	2時間前
⑤	11:30	
⑥	12:30	
⑦	13:30	
⑧	14:30	
⑨	15:30	
⑩	16:30	
⑪	17:30	
⑫	18:30	

(上り)日赤病院前行き

便	上小山田発	予約締切時間
①	7:00	前日17:00
②	8:00	
③	9:00	
④	10:00	2時間前
⑤	11:00	
⑥	12:00	
⑦	13:00	
⑧	14:00	
⑨	15:00	
⑩	16:00	
⑪	17:00	
⑫	18:00	

・・・「県営南ヶ丘住宅前」停留所は土日祝日のみ経由(平日は経由しない)

※お盆期間(8/12~16)および年末年始(12/29~1/3)は、土日祝日扱い

※出発時刻は目安であり、予約状況に応じて調整



【変更後】令和5年10月1日から

(下り)上小山田行き

便	日赤病院前発	予約締切時間
①	7:30	前日17:00
②	8:30	
③	9:30	
④	10:30	1時間前
⑤	11:30	
⑥	12:30	
⑦	13:30	
⑧	14:30	
⑨	15:30	
⑩	16:30	
⑪	17:30	
⑫	18:30	

(上り)日赤病院前行き

便	上小山田発	予約締切時間
①	7:00	前日17:00
②	8:00	
③	9:00	
④	10:00	1時間前
⑤	11:00	
⑥	12:00	
⑦	13:00	
⑧	14:00	
⑨	15:00	
⑩	16:00	
⑪	17:00	
⑫	18:00	

・・・「県営南ヶ丘住宅前」停留所は土日祝日のみ経由(平日は経由しない)

※お盆期間(8/12~16)および年末年始(12/29~1/3)は、土日祝日扱い

※出発時刻は目安であり、予約状況に応じて調整

秋田市マイタウン・バス東部線上北手コース 運賃表

- 日赤病院前
● 産直センター前
○ 上北手コミセン前 ⇒ (変更後) 上北手郵便局前
● 上北手小学校前

バス停名称
大人運賃
小児運賃

● 防谷
○ 南寿園入口
○ 開拓入口
○ 寺沢入口
● 寺村
○ 大山田入口
● 大山田
● 後古野
● 古野
● 古野回転地
● アマノ前

バス停名称	大人運賃	小児運賃
日赤病院前	170	90
産直センター前	170	90
上北手小学校前	170	90
寺村	170	90
後古野	170	90
古野	170	90
古野回轉地	170	90
アmano前	170	90
防谷	370	190
大山田	280	140

秋田市マイタウン・バス東部線運行協議会設置要綱

〔平成22年8月20日〕
部 長 決 裁

（設置）

第1条 秋田市マイタウン・バス東部線（以下「マイタウン・バス東部線」という。）の利便性の向上と効率的な運行などに関する事項について広く意見を求めるため、秋田市マイタウン・バス東部線運行協議会（以下「運行協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス東部線の運行内容、利用促進等に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他マイタウン・バス東部線の運行に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 運行協議会は、上北手地区および太平木曽石地区にそれぞれに設置し、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長等）

第4条 運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 運行協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 運行協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項に規定する委員の出席は、意見書等の提出をもって代えることができるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 運行協議会の事務局は、都市整備部交通政策課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運行協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市上北手地区公共交通研究会設置規約（平成21年8月12日部長決裁）は廃止する。

附 則（平成25年4月1日）

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後の委員の任期については、平成27年5月31日までとする。

附 則（平成31年4月1日）

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月19日）

（施行期日）

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

(別紙)

第3条第1項関係

(上北手地区)

区分	委員数	選考方法等
地区代表委員	3	上北手地区振興会の代表者の推薦で3名。
利用者代表委員	3	上北手地区振興会の代表者の推薦で3名。
教育関係代表委員	2	秋田市PTA南部地区連絡協議会の代表者の推薦。
福祉関係代表委員	1	秋田市老人クラブ連合会の代表者の推薦。
運行事業者	1	運行事業者の代表者の推薦。
行政関係者	1	都市整備部交通政策課長。

ただし、推薦者の要望により委員数を増減することができるものとする。

(太平木曽石地区)

区分	委員数	選考方法等
地区代表委員	3	木曽石町内会、八田町内会および上八田町内会の代表者の推薦で各1名。
利用者代表委員	3	木曽石町内会、八田町内会および上八田町内会の代表者の推薦で各1名。
教育関係代表委員	2	秋田市PTA東部地区連絡協議会の代表者の推薦。
福祉関係代表委員	1	秋田市老人クラブ連合会の代表者の推薦。
運行事業者	1	運行事業者の代表者の推薦。
行政関係者	1	都市整備部交通政策課長。

ただし、推薦者の要望により委員数を増減することができるものとする。